

山梨県選挙管理委員会告示第一号

山梨県議会議員（甲州市選挙区選出議員）に欠員が生じたため、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項の規定により、山梨県議会議員補欠選挙（甲州市選挙区）を行ふべき事由が生じた。

令和二年一月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 急